

令和8年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

令和8年3月6日（金曜日）

議事日程第4号

令和8年3月6日（金曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 9番 小田 彩 議員  
5番 大友 孝徳 議員  
14番 栗野 希穂 議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第79号から議案第88号まで 10件

第4. 提出議案・請願・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員（22人）

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 橋島 達也   | 2番 小川 光弘   | 3番 佐藤 正人   |
| 4番 佐々木 司   | 5番 大友 孝徳   | 6番 松本 学    |
| 7番 泉谷 赳馬   | 8番 新宅 慈    | 9番 小田 彩    |
| 10番 大友 ます子 | 11番 堀井 新太郎 | 12番 甫 仮 貴子 |
| 13番 岡見 善人  | 14番 栗野 希穂  | 15番 小松 浩一  |
| 16番 正木 修一  | 17番 渡部 聖一  | 18番 佐藤 義之  |
| 19番 高橋 信雄  | 20番 伊藤 順男  | 21番 長沼 久利  |
| 22番 佐藤 健司  |            |            |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 市長 湊 貴信          | 副市長 佐々木 司       |
| 副市長 三森 隆         | 教育長 秋山 正毅       |
| 企業管理者 三浦 守       | 総務部長 高橋 重保      |
| 企画振興部長 阿部 徹      | 市民生活部長 遠藤 裕文    |
| 健康福祉部長 小松 等      | 産業振興部長 齋藤 喜紀    |
| 観光文化スポーツ部長 今野 和司 | 建設部長 原 敬浩       |
| 教育次長 熊谷 信幸       | 企業局長 小番 正明      |
| 消防長 佐藤 勝則        | 総務課長 三浦 啓助      |
| 財政課長 阿部 良博       | 地域づくり推進課長 佐藤 徳和 |

|                  |       |           |       |
|------------------|-------|-----------|-------|
| 移住支援課長           | 佐藤弘幸  | 広報広聴課長    | 小松幸月  |
| 生活環境課長           | 佐々木信幸 | 福祉支援課長    | 渡部直子  |
| 子ども未来課長兼子どもプラザ館長 | 河村伸宏  | 文化・スポーツ課長 | 長谷川潤一 |
| 教育総務課長           | 三浦雄一郎 | 主幹兼学校教育課長 | 村上雅美  |

議会事務局職員出席者

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 局長 | 伊藤望  | 次長 | 齋藤剛  |
| 書記 | 村上大輔 | 書記 | 齋藤身子 |
| 書記 | 高野周平 |    |      |

午前 9時30分 開 議

○議長（佐藤健司） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は22名であります。出席議員は定足数に達しております。

それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（佐藤健司） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、毎回お願いですが、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思っております。

発言の通告がありますので、質問を許します。

9番小田彩さんの発言を許します。9番小田彩さん。

【9番（小田彩議員）登壇】

○9番（小田彩） おはようございます。議長から発言のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。高志会、小田彩でございます。初めての一般質問ということで、大変に緊張しております。緊張をしているのですが、なぜか体のほうは今空腹を訴えておりまして、お聞き苦しい音がもし議場に響きましたら、おわびを申し上げます。事前通告いたします。

それでは、ちょっと質問に入る前に緊張を解きがてら、お話をさせていただきます。

2月28日、アメリカとイスラエルがイランに対し軍事行動を行ったことにより、世界が緊張を増す状況となり、互いに異なる正義をぶつけ合うことにより多くの犠牲者を出し、現時点では終わりが見えないことに胸が締めつけられる思いであります。

ここに、犠牲となられた全ての方々に対し、国籍や立場の違いを超えて、心より哀悼の意を表します。尊い命が失われたことは、いかなる理由があろうとも深い悲しみであり、御遺族や関係者の皆様の悲しみは計り知れません。武力による応酬ではなく、対話と外交による解決が選ばれることを強く願います。これ以上罪のない市民、とりわけ、

子供たちの未来が奪われることのないよう、国際社会が理性と責任を持って行動することを祈ります。

また、戦火の拡大により現地イランのみならず、中東一帯が極めて危険な状況になっていることに強い危機感を覚えます。当該地域には、長年その地に根を下ろして生活してきた邦人の方々、また、欧州への渡航への中継地点として空港を利用された邦人の方々など、多くの日本人が取り残されていると報じられています。突然の情勢悪化の中で、不安と恐怖の中に置かれている皆様を思うと言葉になりません。

日本政府が、邦人の安全確保を最優先に、あらゆる手段を尽くし、迅速な情報提供と避難支援を行い、国際社会とも連携し、一刻も早い安全な救出・避難が実現することを切に願います。現地で不安な時間を過ごされている全ての方々の無事を心よりお祈りいたします。

そして、遠い地での争いではありますが、産油国の安全が脅かされるということは、エネルギー資源の多くを海外に依存する日本にとって、決して他人事ではなく、燃料価格高騰は家計のみならず、農業・漁業・運輸・製造業などあらゆる産業へ波及し、地域経済にも大きく影響を及ぼします。

私は一市議会議員として、今後の国際情勢を注視しながら、市議会全体や市当局と緊密に連携して、市民生活と地域産業を守る必要な支援策の確保に全力で取り組んでまいりたいと思っております。不安が広がる今だからこそ、冷静に情報を見極め、地域を守る、市民の暮らしを守るための行動を積み重ねていきたいと考えております。

それでは、通告に従いまして質問とさせていただきます。

大項目1、市の障害児福祉の充実についての中の中項目(1)医療的ケア児に対する支援制度の現状の把握の中の小項目①医療的ケア児の現状と次期障がい児福祉計画に向けての制度化は。

お聞きいたします。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、出生後、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことで、全国でおよそ2万人いると推計されています。その医療的ケア児への支援体制は、2021年の医療的ケア児支援法施行により、自治体の責務となりました。

本市では、令和6年3月策定、第4期障がい者計画で、医療的ケア児等に対する支援体制の整備を基本理念における方策として掲げており、第3期障がい児福祉計画内においては、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に対して目標値を設定されていました。しっかりと計画に位置づけられている一方で、具体的な制度や支援策としてどこまで実現されているのかが見えにくいという課題があります。

そこでお伺いいたします。

医療的ケア児の現状と次期障がい児福祉計画に向けての制度化は。

市の現在の医療的ケア児の正確な人数はどれぐらいいて、その御家族が抱えるレスパイトの不足、移動手段の確保などの具体的な困り事をどのように既存の制度や福祉支援策を活用して支援されていますか。

また、次期障がい者福祉計画に向けて、医療的ケア児に特化した支援の制度化や実施時期の予定は。

医療的ケア児の地域生活に関する相談に乗り、統合・調整する医療的ケア児等コーディネーターは、保護者にとって大変心強く重要であると考えますが、現在の配置状況は計画の目標を達成されましたか。今後、相談人数が増えた場合に、業務拡大に伴い増員などは計画されておられますでしょうか、お答え願います。

続きまして、大項目1、市の障害児福祉の充実についての中項目(1)医療的ケア児に対する支援制度の現状の把握の中の小項目②医療的ケア児の保育所等通所の課題と学童期の学校教育における支援体制についてお伺いいたします。

医療的ケア児の保育所等通所問題については、過去令和6年3月議会一般質問で、当時、立憲民主党小川幾代議員が取り上げておられましたが、令和8年3月現在には、保育所等入園のためのガイドライン策定は完了し、受入れ可能な園は本市内にあると言える状況であるのか。

令和6年3月時点では、園配置の看護師の人材確保に特に困難さがあったようですが、人員確保はされている状況でしょうか。

現状の受入れ体制に対して、入園希望者の数は釣り合っているというか、待機者が発生しない状況にあるのか、また、待機者がいるとすれば、解決に向かい市はどのように対策を取るかをお聞かせください。

また、学童期の医療的ケア児の学校教育における支援体制についてもお伺いいたします。

障害を負うということは誰にでも起こり得る可能性があり、特定の地域だけに障害者や障害児がまとまって住んでいるというわけでもありません。就学先として、地域のゆり支援学校や他地域の特別支援学校ではなく、兄弟と一緒に地域の小中学校へ通わせたという個々の希望が出てくることも考えられます。

そこでお聞きしますが、地域の小中学校に通学を希望される場合においても、医療的ケア児が共に学べるような体制について、市として整備をするお考えはありますか。

医療的ケア児本人とその保護者の負担を減らし、家庭が潰れない、この地域で子供を育てていけるのだという実感できる支援体制を整えることは、市の重要な役割なのではないかと考えます。御回答をお願いいたします。

続きまして、大項目1、市の障害者福祉の充実についての中項目(2)障害児の移動支援、通学支援について質問いたします。

昨年の秋に報じられた事柄ですが、共同通信2025年10月25日付のニュースでは、調査の結果、障害児の登下校にヘルパーらが同行する支援事業を年間を通じて利用できる自治体は、計82の政令・中核市のうち35%の29市にとどまっており、半数の41市には、支援する事業自体がなかったと報じていました。

由利本荘市においては、ゆり支援学校や他地域の特別支援学校に通う児童生徒、地域の小中学校の特別支援学級に通う児童生徒が通学する際、多くの家庭が保護者による送迎を余儀なくされています。スクールバスはあるものの、広大な由利本荘市をカバーできる路線ではなく、利用者は一部の児童生徒に限られます。

また、バス停留所まで保護者が車で送迎をし、バスに乗り込むまで待機をしていると

ということもあります。バス通学に向かないお子さんもおります。

放課後等デイサービスによる送迎は、事業所により体制が異なり限定的です。また、市内で放課後等デイサービスの事業所があるのは、障害児の人数の多い旧本荘市のエリアに限定的です。

保護者による送迎の経費に対しては、特別支援教育就学奨励費により補助がありますが、移動手段そのものの提供ではないため、保護者の負担はやはり大きく、送迎のために働けない、フルタイム就労ができないといった保護者の就労制限により、市の経済活動の活性化へも影響があります。

障害を持つ人の移動手段の確保策としましては、障害者総合支援法に基づく本市の地域生活支援事業として、移動支援事業があります。ただし、その対象からは障害児の通学や通所は除外されております。しかし、事業対象者に障害児も含めて独自の通学支援をしている自治体もあります。

東京都日野市では、移動支援事業の実施要綱中、原則として、通年かつ長期の外出は対象外としつつも、「ただし、通学を除く」という一文を入れて、制度を通学で利用できるように制限を緩和しています。

東京都中野区では、区独自の地域生活支援事業として、明確に通学支援を位置づけており、保護者の就労、疾病、介護、その他のやむを得ない事情がある場合に、小・中・高校生を対象に、自宅から学校、または自宅からスクールバス停までのガイドヘルパーによる送迎を行っています。

医療的ケア児への特例として、スクールバスに看護師がいない場合に、保護者の代わりにヘルパーまたは看護師が同乗して、通学を支援する制度もあります。

山形県東根市にも、福祉車両を使わず、民間のタクシー会社に委託する形での地域から特別支援学校への送迎を行うサービスがあります。

そこで質問いたします。

こうした先進事例に倣い、保護者の病気や就労などの事情がある特別の場合に、重度の障害児等が柔軟に通学に利用できるように、運用の改善を図るということは市として計画をされておりますか。

また、障害児の通学保障のセーフティーネットとしての障害児通学支援事業を新たに市独自で創設するお考えはないでしょうか。障害児の福祉対策であるとともに、子育て支援、雇用促進の観点からも、障害児の通学支援は市にとって必要な制度であると考えます。御回答をお願いいたします。

続きまして、大項目1、市の障害児福祉の充実についての中項目(3)障害児、障害者世帯の所得制限への支援について質問いたします。

令和8年3月現在、障害者福祉、障害児福祉の多くに所得制限があり、それぞれ基準となる所得額は違うのですが、本人や配偶者、保護者の収入や世帯収入が基準を1円でも超えると、手当が支給されない、今まで手当支給があったものが、支給停止になる、所得が低い世帯に比べて、福祉サービスを利用する際に負担額が高額になる制度設計になっています。

本人や家族、保護者が働いて収入が多くなるほど、二重、三重と所得制限がかかって支援から外れ、所得制限以内の世帯と可処分所得において逆転し、福祉サービスを受け

たいが、高額なので利用控えをして福祉が受けられないケースが問題となっています。

令和6年3月議会で小川幾代議員が、放課後等デイサービスの利用料金が所得制限世帯においては制限内世帯の負担額4,600円から、およそ8倍の3万7,200円になることを取り上げておられましたが、これは一例です。

この3万7,200円負担額の家庭のお子さんの障害が、仮に重度で、かつお子さんが複数いる多子世帯であったと仮定をしますと、こうした家庭は、特別児童扶養手当でも障害児福祉手当でも制限を受ける可能性があり、高所得であるとされるのに、かえって支援を受けられず苦しいということになります。そして、お子さんが成長されると、今度は特別障害者手当で所得制限の可能性がります。

こうした障害児、障害者のいる家庭の生活実態と乖離しているということが問題視され、昨年の国会では多数の議員が質問として取り上げ、12月5日には、立憲民主党から障害児福祉所得制限撤廃法案が議員立法として提出されました。ですが、解散のために廃案となってしまい、国による解決は先送りとなってしまいました。

そこでお伺いします。

障害児福祉や障害者福祉における所得制限については、国の制度のはざままで苦しみ、支援を受けられない家庭が少なからず存在します。とりわけ、医療的ケアや継続的な支援を必要とする重度障害のある人のいる家庭では、所得があることと生活に余裕があること、このことが必ずしも一致しません。

こうした実態を踏まえ、国に対して所得制限撤廃や制度改善を強く働きかける努力も当然必要ではあるのですが、今、苦しみのある世帯に、市として独自に支援を補完するお考えはないでしょうか。

例えばですが、北海道では8つの市町村、秋田県ではお隣のにかほ市のように、放課後等デイサービスの利用者負担上限額を所得に関わらず一本化し、実質的に所得による差をなくしている自治体もあります。市のお考えをお聞かせください。

続いて、質問いたします。

大項目2、乳がん検診受診率向上に向けての無痛MRI検診に係る費用助成についてお伺いいたします。

秋田県では、例年、がんの発症率が高く、令和3年の人口10万人に対してのがん死亡率データでも、秋田県439.5、由利本荘市406.1と、全国の310.7より大きく上回っています。地域特有の要因として、県、市の高齢者の割合が高いことが考えられますが、がん検診の受診率の低さで早期発見が遅れることも要因として考えられるのではないのでしょうか。

令和6年3月策定の第3期健康由利本荘21計画でも、各がん検診の受診率は目標値を下回っていることが指摘されています。市として受診勧奨通知を行うなどの対策を取っている状況は知られていますが、それでも女性に一番多いがんである乳がんの検診は、痛い、恥ずかしい、怖いなどの心理抵抗から、検診を忌避してしまうことがあります。乳がん検診の主流はマンモグラフィー検査ですが、近年、胸を圧迫せず痛みを伴わない無痛MRI乳がん検診が普及しつつあります。

秋田県では、秋田市中通総合病院と仙北市立角館病院で実施されており、痛くない、検査着のままで恥ずかしくない、日本人に多い高濃度乳腺であってもがんを見つけやす

く、精度が高いというメリットがあり、由利本荘市からも中通病院や角館病院で検診を受けたという方が既にいるそうです。ですが、検査費用が2万円ほどと高額なため、経済的な余裕のある方でないと厳しいものがあります。

そこで、市にお伺いいたします。

乳がん検診や各種がん検診の受診率向上と市民の検診選択肢の拡大を目的として、既存のマンモグラフィー検査と併用して、無痛MRI乳がん検診に対して検診費用助成制度を創設するお考えはないでしょうか。

仙北市では、令和6年4月1日より、無痛MRI乳がん検診費用の一部助成制度が導入されておりま。

滋賀県彦根市では、2025年に無痛MRI検診の全額補助事業を行ったところ、募集後、すぐに定員500人の枠が埋まったそうで、この検診に対する、受ける側の女性たちの関心の高さがうかがえます。

まずは、対象者を40代などの子育て世代の若年層に絞るなどして、モデル事業、モニター事業として導入をしてみてもはいかがでしょうか。市当局のお考えをお聞かせください。

続きまして、第3項目、市職員の出生サポート休暇（不妊治療休暇）取得への支援についてお伺いいたします。

日本産婦人科学会の2025年8月の発表によれば、2023年に出生した赤ちゃんのうち、11.7%が体外受精で誕生し、大体8.5人に1人が体外受精を経て誕生した赤ちゃんになるそうです。2019年には14人に1人だったそうですので、やはり2022年4月からの保険適用拡大で不妊治療へのハードル面が下がった点が、不妊治療を受ける人数を増やして、授かりたい方に赤ちゃんが授かった結果かと考えられます。

さて、不妊治療には金銭的な負担もありますが、やはり治療スケジュールに沿って通院したり、体に負担もあるために、仕事を持っている方が特に休みを調整するのが大変です。治療に専念するため、退職や休職を選んでいる方もいます。国家公務員及び多くの地方公務員には、不妊治療と仕事を両立するため、年次有休休暇とは別に出生サポート休暇制度が導入されており、原則として年間5日、体外受精等の頻繁な通院が必要な場合は10日間まで取得が可能な特別休暇となっていて、本市でも不妊治療休暇として導入されておりま。20代から40代の若手・中堅職員がキャリアと不妊治療とで悩まず、優秀な人材を維持するためにも、この休暇制度は重要であると考えています。

そして、市職員の休暇制度をしっかりとフォローし、民間のお手本となることで、市全体で授かりたい夫婦を応援し、少子化対策にも貢献することができるのではないかと考えま。

そこで、休暇取得支援につながる取組について、市にお伺いいたします。

由利本荘市職員にこの制度は知られているのか。周知の方法や取得の実績は。管理職の立場で、一般職員の立場で、そもそもどれほど周知がされているのでしょうか。

また、プライバシー保護や申請のしやすさは。生理休暇の名称を健康管理休暇と言い換えたように、不妊治療休暇にも別の名称を設けてはいかかと思いま。申請時にほかの職員に知られないように、通常の年次有休休暇として申請しているケースもあるのではないのでしょうか。

さらに、不妊治療休暇に限らず、市職員の誰かが一時的に職場を離れても、部署としてフォローできるような業務分担や重要タスクの共有管理はDX推進の下、進められている状況にあるのか。

不妊治療に限らず、休暇取得者の業務をカバーする職員に対して、負担が積み重なるのではなく、お互いさまと思えるようなフォロー、もしくは特典に当たる仕組み、例えばですが、業務負担を引き受けた時間分の休暇がもらえたりするような制度は創設できないものか、市当局として回答をお願いいたします。

不妊治療休暇の特別優遇ではなく、休暇を取ることに對する申し訳なさ、心理的負担を軽減して、休むことで迷惑をかけるという理由の休職や離職を防ぎ、業務の属人化解消や時間単位の柔軟な働き方を整えることで、市職員全体のワーク・ライフ・バランスの保障にもつながるのではないかと考えております。御回答、よろしくお願ひいたします。

壇上での質問は以上となります。

【9番（小田彩議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、小田彩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市の障害児福祉の充実についての（1）医療的ケア児に対する支援制度の現状の把握の①医療的ケア児の現状と次期障がい児福祉計画に向けての制度化はについてお答えいたします。

市が把握している市内の医療的ケア児は、令和7年4月1日現在で9名となっております。

医療的ケア児を養育する御家族は、児童の見守りに日々緊張を強いられ、また、外出に際しては特別な配慮が必要になるなど、日常生活に疲労や負担を感じる場面が多いことから、障害児支援利用計画に、保護者がリフレッシュできる児童の短期入所サービス利用を含めるなど、既存の障害福祉サービスや相談支援体制を活用しながら、個々の状況に応じて柔軟に支援を行っております。

次に、医療的ケア児等コーディネーターの配置状況については、昨年4月に、障がい者基幹相談支援センターに、医療的ケア児等コーディネーターを2名配置したところであり、第3期障がい児福祉計画において設定した配置目標を達成しております。

加えて、市内の障害児相談支援事業所5か所のうち、4か所に計5名の医療的ケア児等コーディネーターがいることから、今後、相談件数が増加した場合でも、保護者の不安軽減や支援の円滑化に十分対応できるものと考えております。

また、令和9年度を始期とする次期障がい児福祉計画における医療的ケア児に特化した支援の制度化については、地域の障害福祉の関係者で構成される自立支援協議会等で意見をいただきながら、今後示される国の基本指針の内容も踏まえ、医療的ケア児に対する持続可能な支援の在り方を計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、②医療的ケア児の保育所等通所の課題と学童期の学校教育における支援体制についてお答えいたします。

市では、医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインを令和5年11月に策定し、保護者の負担軽減と保育所等が安心して受入れできる体制づくりを行っております。

小田議員の御質問にありましており、医療的ケア児の受入れには、医療的ケアを実施する看護師の確保が最大の課題であります。その課題を解決するため、本市では、訪問看護事業所へ委託し、看護師を保育所等へ派遣する体制を構築しており、現在、医療的ケア児1名を受け入れております。

さらに、令和8年度においては、新たに2名の入所希望があることから、必要な予算を本定例会に上程し、受入れに向けた調整を進めているところであり、現時点で待機児童はおりません。

一方で、施設側の受入れ可否については、医療的ケアの内容や看護師確保の状況、園の体制等により個別に判断していることから、常に受入れ可能としている施設はありませんが、入所希望があった場合には、保育所等や訪問看護事業所と協議の上、可能な限り受入れができるよう、柔軟に対応しているところであります。

また、医療的ケア児が地域の小中学校への就学を希望する場合、教育相談などを通して対象児童生徒の状況を把握するとともに、市教育支援委員会の意見を踏まえ、就学が可能と判断したときには、必要な医療的ケアに対応できる看護師資格を有する支援員を配置しております。

今後につきましては、受入れ実績の蓄積や医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインの見直しを行いながら、関係機関との連携を図り、医療的ケア児とその家族が安心して保育所等を利用し、小中学校へ就学できるよう、支援体制のさらなる充実に努めてまいります。

次に、(2) 障害児の移動支援、通学支援についてにお答えいたします。

現在、本市で実施しております移動支援事業は、一時的な利用を原則としており、通学等に通年かつ長期にわたって支援が必要な場合は対象外としておりますが、保護者の入院など、やむを得ない事情により送迎が困難となる場合には利用を認めております。

移動支援事業の拡充等による新たな障害児通学支援制度の創設については、徒歩移動が困難な児童生徒のための福祉車両や、付添いのガイドヘルパー等の人材の確保ができないなど、事業者にとっての課題があることから、現状では難しいものと考えております。

しかしながら、障害のある児童生徒の教育の機会を保障するためには、保護者の負担軽減も大変重要であることから、関係部局や学校、福祉事業者等と連携し、児童生徒のそれぞれの状況に応じて、支援の在り方を検討してまいります。

次に、(3) 障害児、障害者世帯の所得制限への支援についてにお答えいたします。

現在、我が国の多くの社会保障制度では、その軸となる相互扶助の考え方に基づいた応能負担の原則が採用されております。障害福祉制度も同様であり、加えて、所得制限により過度な財政負担を防ぎ、持続可能な制度にする目的の下、導入されているものであります。

障害福祉制度において、例えば、障害福祉サービスの負担上限額の算定基準では、御指摘のとおり、所得状況のみを基準とし、障害の程度が考慮されず、生活状況に見合わない実態が一部では生じてしまう場合があります。

しかしながら一方で、特別児童扶養手当の受給基準では、保護者や扶養義務者の所得のほか、扶養親族の人数などを考慮しておりますので、一概に生活実態と乖離しているとは言えないものと考えております。

市といたしましては、公平性の観点から、市が独自に所得制限を緩和、または撤廃する補完的支援を行うことについては、慎重に判断すべきものとの考えに変わりはないことから、まずは国の動向を注視しながら、所得制限の在り方について研究し、必要に応じて意見の発信や要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、2、乳がん検診受診率向上に向けての無痛MRI検診に係る費用助成についてにお答えいたします。

現在、市では、国が推奨している40歳以上の女性を対象とした2年に1回のマンモグラフィーによる乳がん検診を実施しておりますが、受診率は低い状況にあり、その向上が課題となっております。国のがん検診の在り方に関する検討会によると、受診率が低い背景には、マンモグラフィー特有の痛みや心理的な要因などが挙げられております。

御質問のMRIを用いた乳がん検診は、その痛みや心理的な要因を一定程度解消できる反面、マンモグラフィーと比較して高額な検査費用や長い検査時間などから、市が行う検診としては、実用上の問題があるのではないかと捉えております。

また、MRIを用いた乳がん検診は、現時点では、がん検診の目的である死亡率を減少させる科学的な検証結果に基づき、国が認める対策型検診としては位置づけられておらず、市の検診事業として採用するには時期尚早と考えております。

市といたしましては、引き続き、国や専門機関によるがん検診の最新の研究成果や他自治体の導入事例を注視しつつ、マンモグラフィーによる乳がん検診の受診率向上に向け、検診の重要性の一層の啓発に加えて、きめ細やかな受診勧奨や検診機関とのさらなる連携の下、受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

次に、3、市職員の出生サポート休暇（不妊治療休暇）取得への支援についてにお答えいたします。

市では、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るため、不妊治療休暇やつわり休暇の新設などを盛り込んだ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正を令和4年4月1日に行ったところであり、その内容につきましては、全職員に対し周知しております。

また、各家庭の状況に応じた柔軟な働き方ができるよう、休暇等を希望する職員だけでなく、全職員が各種制度を理解し、働きやすい職場づくりに努めてきておりますが、そのための手引として市が独自に作成した妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援ハンドブックは、広く休暇などについて紹介するものとなっており、職員のワーク・ライフ・バランスの充実のために活用されているところであります。

不妊治療休暇につきましては、これまでに4名の職員が延べ32日余り活用しており、時間単位での取得が可能ということもあり、使い勝手もよく、継続して活用されるケースも多い状況となっております。

また、不妊治療休暇は、特別な事由のある場合に取得できる特別休暇の一つであり、名称のいかんに関わらず、取得の際に休暇の事由が明らかになるものではありませんが、不妊治療休暇を出生サポート休暇として運用している他の自治体での職員の受け止め方

なども参考にしながら、名称変更の必要性について検討してまいりたいと考えております。

なお、不妊治療休暇は、所属長の承認のみで取得できるため、その事由が広く知れ渡ることはないものでありますが、所属長がより深く制度を理解し、丁寧にコミュニケーションを図ることで、取得希望者が不安を感じることをないよう努めてまいります。

休暇取得時の業務フォロー体制につきましては、所属長が業務分担を行いながら、業務のシステム化を推進するとともに、マニュアルを整備し、職場内の誰でも従事できる仕組みを整えることで、休暇取得中に業務の停滞が発生することのないよう、各職員の協力体制を構築しているところであります。

不妊治療休暇は長期になることはありませんが、ほかの休暇等により職員の不在が長期にわたる場合には、人事異動や、その期間に合わせた会計年度任用職員の任用などにより手当てしており、所属長のリーダーシップの下、組織として職員が力を合わせ、職場を挙げて対応しておりますので、業務を引き受けた職員への特典などの優遇措置は、特に必要がないと考えております。

今後とも、お互いが協力し合える職場環境の醸成に努めるとともに、所属長はもとより、職員一人一人が不妊治療や健康管理休暇などの健康に関する休暇への理解を深め、職員が休暇を取得しやすい環境を整えながら、家庭生活と仕事の両立が図られるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 9番小田彩さん、再質問ありませんか。

○9番（小田彩） 市長、丁寧な御答弁をありがとうございます。幾つか再質問したい事項がございますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目1、市の障害児福祉の充実についての中項目（1）医療的ケア児に対する支援制度の現状の把握の中の小項目①医療的ケア児の現状と次期障がい児福祉計画に向けての制度化はについて、医療的ケア児支援法施行以来、市当局並び関係部署の皆様で支援体制を計画的に整備されていることがよく分かりました。医療的ケアということ、安全性を何よりも重視して慎重に議論を重ねてこられて、今、個別対応を行っているのだなと感じております。

その中で、やはり家庭でケアを担う保護者、特に母親が中心になりがちですけれども、厚く支援をしていただけるように、支援制度を次期障がい児計画の中でしっかりと明記していただけるように望んでおります。

関連して、一つお聞きしたいのですが、現在、災害時の医療的ケア児に対する支援については、関係者会議の中で議論はされている状況で、制度としてちゃんとしようという動きはあるのでしょうか。

例えばなんですけれども、災害時に停電が起きた場合に、電源を使う人工呼吸器や吸引器を動かすためのバッテリーですとか発電機の購入に対して、市として補助金を出すなど、そういった事例、家庭もそうですけれども、学校や保育所等に対しても、何かそういった補助とかを行う予定とかあるのかなと思って、ちょっとお聞きします。愛知県の豊田市でそういった制度があったように思います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に健康福祉部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

現在のところ、議員がおっしゃったような補助制度、例えば自家発とかバッテリーに対する補助制度というのは、まだ創設してございませんが、現在、医療的ケアに関わっているコーディネーター、それから自立支援協議会、そういった協議の中で、そういった災害時の個別の避難計画と申しますか、支援計画についても、今後、協議してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤健司） 9番小田彩さん。

○9番（小田彩） 再び質問でございます。

大項目1、市の障害児福祉の充実についての中項目（1）医療的ケア児に対する支援制度の現状の把握の中の小項目②医療的ケア児の保育所等通所の課題と学童期の学校教育における支援体制についての再質問でございます。

市として、看護師の配置について、訪問看護事業所などと契約をしてしっかりと対処されているということをお聞きできて、また、現在、受入れがかなう方向性で市が進めていただいていることに大変安堵を感じております。

また、これは質問なんですけれども、園以外の医療的ケア児の居場所、児童発達支援施設、放課後等デイサービスで医療的ケア児を受け入れると表明した事業所も出てきたんですけれども、そういった事業所での受入れ枠を増やすために、市として何か取れる対策はございませんでしょうか。

また、訪問看護師の方を学校に派遣して、通常の学級に医療的ケア児、共に学習する体制に対して、その事例、今、医療的ケア児を家庭で育てていらっしゃる御家族に共有されて、その制度はそのお子さんたちが将来就学するときにも、持続可能なものであると説明はされているのでしょうか。この点に関して、御回答をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に健康福祉部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

2点あったかと思えます。

まず、1点目でございますが、現在、医療的ケア児、先ほど9名いると答弁してございますが、そのうち、いわゆる放課後等デイサービス、そちらを4名の方が既に御利用いただいておりますので、ただ、ケアの内容にもよるかとは思いますが、事業所のほうでしっかり体制を組んでいただいていると考えているところでございます。

また、2点目でございますが、学校への通学に当たってということかと思えますが、これは先ほど答弁しましたとおり、教育支援委員会のほうで可能性の可否をしっかりと判断いたしまして、受入れが可能だということであれば、看護師資格を持つ支援員の派遣、それから学校側の施設の整備であったり、そういったところを対応して、実際、過去にも受け入れた実績があるということでございますので、そういった対応を今後もしていくということでもよろしく願いいたします。

○議長（佐藤健司） 9番小田彩さん。

○9番（小田彩） ありがとうございます。

続きまして、大項目1、市の障害児福祉の充実についての中項目（2）障害児の移動支援、通学支援についての再質問でございます。

既存の移動支援の制度を使えるようにしているということで、私の懸念も少し解消される方向性ではあると思うんですけども、やはり例として挙げました民間に委託という形での福祉有償輸送ですとか、ヘルパー派遣とかは、そういうことは難しいということなんですけれども、やはり多くの家庭がこの問題で負担を負っておりますので、介護事業所さんのヘルパー不足とか、承知をしておるんですけども、だからこそ市として、NPOの方とかシルバー人材センター、福祉事業所の福祉ボランティアの方とかに委託という形で通学支援できるように、市として何かバックアップしてもらえないかと思うんです。こういった可能性はちょっと考えられないでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、先ほど答弁いたしましたとおり、個別のケースと申しますか、そこそこの御家庭の事情なり、そういったところをしっかりと酌みまして、現状の中でできるもの、それを提供できるようにしっかりと対応していきたいということでございます。

また、現在、通年での移動支援事業の利用が原則は無理であると答弁いたしました。議員がおっしゃるようなそういった問題と申しますか、抱えている御家庭もあるというのは確かでございます。ある意味、障害児の地域課題という捉え方もできるかと思っておりますので、先ほど申し上げました自立支援協議会、そういったところで地域課題としてしっかりと取り上げまして、何かいい方策がないか、今後、検討してまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤健司） 9番小田彩さん。

○9番（小田彩） 御回答ありがとうございます。

再質問、続きまして、大項目1、市の障害児福祉の充実についての中項目（3）障害児、障害者世帯への所得制限の支援について再質問でございます。

まず、特別児童扶養手当については全額公費の負担であり、根本的な解決の責任は国にあるのだということは承知しております。そして、制度を持続的に運用していく上で応能負担の考えがある、それもまた存じております。

ただ、現実問題として多重に制限を受けて支援から外れる家庭も確実にあるという実態は、ちょっと御理解していただきたいと思っております。そして、国による解決が先送りされる中で、せめて福祉サービスに対しての市からの助けがあればと思った次第です。

障害者、障害児のいる家庭の経済状況というのをちょっとイメージしにくいかとは思いますが、例えば、補装具とか車椅子、座位保持用の椅子などを作る場合に、今は所得制限は撤廃されておりますけれども、公費対象外となった製品もたくさんあります。まず、成長に合わせて買い換えなければいけない、そして、家庭、学校、放課後等デイサービスの事業所に複数欲しいというケースもあります。それから、車椅子やバ

ギーなども成長に合わせて換えなければいけない、これも現実です。そして通院や移動に係る費用もあって、車を大型のものに換えたり、医療器具、障害に合わせたリフォーム、医療的ケア児さん、必要な医療器具、部品、購入したりレンタルしたり、排泄の用品、医療用の栄養剤、チューブ、ガーゼ、消毒薬、一般の家庭では想像もできないくらいたくさんのお金がかかっている家庭もあると思います。数十万円、百万円単位で年間でお金を出しているという家庭もあると思います。

所得制限は、収入のある世帯だから余裕があるとは限らなくて、個々の家庭の事情も実態もぜひ個別で調査されてはいかがかと思います。経済的不安や福祉サービスの利用、医療を控える家庭があった場合に、負担を負うことが、兄弟児がいた場合、進路ですとか、その後の生き方、こんなに大変で、障害児が生まれる可能性があるならもう私は結婚しないとか、そんなことにも影響を及ぼすことも懸念されて、私はこの所得制限の問題については、市としても補助、補完するべきではないかという考えはいまだ持ち続けております。

国に訴えていく上で、ぜひ、市として障害者の実態を把握するお手伝いをしてはいただけないでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問、詳細については部長から答弁させますが、まずは思いとして、小田議員もお分かりかもしれませんが、私の政治信条は市民生活が一番ということでありまして、そこはかなり幅広いというか、基本的には市民生活が大事なんだという思いで、政策的なものもしっかりとやっていくという思いでやっています。なので、小田議員と私と、多分、思いとしてはそんな違いもない、同じ思いを持っていると私は感じています。

先ほど答弁いたしました、市としていろんなことをやるのに、例えばですけど、公平性のことであったり、いろんなことを考えないといけないこと、また、国がやること、県がやること、市がやること、そうしたいろんな役割というのでしょうか、そうしたものもあるので、そこを超えてまでどこまでできるかというのには、かなり慎重にならざるを得ないところがあるということについても御理解をいただきたいと思います。

先ほどの質問については部長から答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

障害児のいる世帯の調査といいますか、そういったお話もございましたが、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、次期の障がい児福祉計画が令和9年度からスタートいたします。来年度、その策定作業がございますので、その中で障害児のいる世帯も含めて、ニーズといいますか、そういったところはしっかりと吸い上げまして、計画のほうに反映できるようにということで考えてございます。

また、所得制限の撤廃を国にというお話もございましたが、今、国の特に子供に対する政策が、こども未来戦略がスタートいたしまして、児童手当が一昨年、所得制限が撤廃になりましたので、今、そういう流れに多分なっていると私は感じております。

そういったところはしっかりと国の動きを注視しながら、そういった制度改正になった際には、しっかりと市といたしましても対応してまいりたいと考えています。

○議長（佐藤健司） 9番小田彩さん。

なお、小田さん、再質問をもう少し簡潔にお願いします。

○9番（小田彩） 大項目2、乳がん検診受診率向上に向けての無痛MRI検診に係る費用助成について再質問いたします。

実用性上の問題ということで、実施の予定はないということだったんですけれども、例えばですけれども、今後のやっぱり秋田県の医療人材の不足、今後問題になってくると思いますので、がんを発見したときに、すぐさまがん治療に移れるかどうかもまた微妙になってきたということで、早期発見というものの重要性、本当にあると思うんです。

ですので、この乳がん検診に対してのマンモグラフィー検査の拡充も確かにそうなんですけれども、がん患者の人生を救う、女性の命と健康を守るための検診選択肢を広げる施策は、本市として本当に今検討する段階ではないかと思っているんですが、検診を受ける方をモニターとして、市民に意見を聞くということは考えられないでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に健康福祉部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

モニターという御提案でございますけれども、まず、基本的に市のがん検診なり市の健診もそうなんですけど、基本的には継続するということが大切でございます。例えば乳がん検診であれば2年に1回の検診という形になってございますので、当然、今回受けても2年後にはもしかすればということもありますので、そういった継続という視点から、現在、対策型検診ということで実施しておりますので、例えば、モニターで単発で検診を受けられたということは、いわゆる市の目指すところの対策型検診にはちょっと合致しないと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤健司） 9番小田彩さん、再質問ありますか。

○9番（小田彩） 大項目3、市職員の出生サポート休暇（不妊治療休暇）取得への支援についての再質問です。

市として、全職員に対して働きやすさを考え、ハンドブックも制作して、ワーク・ライフ・バランスの充実をかなえようとしてくださっているということ、また、不妊治療休暇も実際に利用されている方があり、使い勝手のよいという評判もあるということで、その点について大変安心しております。

私が望みますのは、職員全体、不妊治療に対しても理解を深めてほしいかなど。全市民に対してもそうなんですけれども、空前の少子化でもございますので、ぜひこの点、何かアピールしたりとか、そういうことはできないものかと考えております。御意見お聞かせ願います。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） こちらも小田議員おっしゃるとおり、不妊治療というのは、今後、大事な、どう表現したらいいかあれですが、アピールというあたりがどのようなものなのか、その辺、総務部長から答弁させます。

○議長（佐藤健司） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

不妊治療休暇に限らず、例えばいろいろな特別休暇というのがあります。それらを取れる、取りやすい環境づくりというのが我々の務めであろうと私は常日頃思っておりますので、どういった休暇があるという周知はもちろんでありますが、そういった休暇を取りやすくする、取っても後ろめたさがないといえますか、そういう環境づくりというのがまず一番で、それで職場がうまく回っていけば、おのずとそういった結果が出てくるものだろうと私は思っておりますので、そういった環境づくりをまず優先して、制度設計、それから制度の周知、そういったものにも努めていきたいと思っております。

○議長（佐藤健司） 9番小田彩さん。

○9番（小田彩） ありがとうございます。大変丁寧に答弁していただいてありがとうございます。

不妊治療はプライバシーの絡むデリケートな問題であるので、確かに特別視もしなくてもよいとは思いますが、タブー視するよりも治療そのものを理解してほしい、支えることが産み育てやすいまちをつくることだと思っておりますので、市全体に不妊治療に対する理解を深める姿勢として、市としても不妊治療をサポートしていますよというのを、休暇制度があることでアピールできないかということで質問いたしました。

○議長（佐藤健司） 今のは再質問ですか。

○9番（小田彩） 終わります。

○議長（佐藤健司） 以上で、9番小田彩さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

.....  
午前10時50分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

5番大友孝徳さんの発言を許します。5番大友孝徳さん。

【5番（大友孝徳議員）登壇】

○5番（大友孝徳） おはようございます。市民一人一人が主役となり、市政に参加し、共に未来をつくるという理念の下、由利本荘市をみんなで創るみんなの街に、これをテーマに活動しております会派市民の窓口、大友孝徳です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。

今回は、今こそ改善と挑戦をこれをテーマに、大項目4点についてお伺いいたします。

大項目1、市民参加を促進するためのパブリックコメント制度改善について。

先日、由利本荘市総合計画（案）へのパブリックコメントが、市民の僅かお二人からしか寄せられなかったと伺い、大きな衝撃を受けました。

そこで、令和7年度に実施されたほかのパブリックコメント、令和7年9月1日号広報掲載の（仮称）由利本荘市中小企業振興基本条例（案）、令和7年11月15日号広報掲

載の第二次由利本荘市環境基本計画中間評価書と、由利本荘市地球温暖化対策実行計画区域施策編、令和8年1月1日号広報掲載の由利本荘市地域防災計画（修正案）、令和8年1月15日号広報掲載の由利本荘市過疎地域持続的発展計画（案）と、第4次由利本荘市定住自立圏共生ビジョン（案）、以上6件の状況を確認したところ、全てにおいて応募件数はゼロでした。

一方、令和7年6月1日号と12月15日号広報掲載の「わたしから市長への提案」、こちらは2月3日現在で27件の応募があり、うち26件に関しては、市ホームページにその内容と市の対応・方針が公表されております。

応募方法を広報広聴課へ確認したところ、広報掲載の封筒が7件、その他封書・はがき等が1件、電子申請が18件、電子メールが1件の結果でした。これと比較すると、パブリックコメントを募集するが応募がほぼない、これは非常に憂慮すべき事態です。

そこで、県内の男鹿市が今年度公募した男鹿市総合計画（案）に関するパブリックコメントの応募件数を確認したところ、男鹿市もゼロでした。

男鹿市総務企画部企画政策課の御担当者からのメールには、「今回の総合計画の策定に当たっては、市民参加による計画策定や市民ニーズを反映することを意識し、パブリックコメントの募集期間も、通常、当市で実施しているものより長く設定したほか、市広報でも2か月にわたり周知し、市ホームページやSNS、テレビ回覧板等も活用して、パブリックコメントの募集について周知し、市民の声を集めたいと考えておりましたが、結果として集めることができず、残念に思っております。今後は、少しでも市民の声を市政に反映できるような手法や仕組みを考えていきたいと考えております」こう記されておりました。

本市においても、市民が市政に参加しやすい環境を整えることが急務であると考えます。具体的には、以下のような改善策が有効ではないでしょうか。

1、「わたしから市長への提案」と同様に、広報紙へ返信用封筒を掲載し、応募のハードルを下げること。

2、長文の計画書等について、図解・イラスト・Q&A形式を用いた要点版を作成し、内容理解の負担を軽減すること。

3、無作為抽出型の市民会議や若者向けワークショップを開催し、日常的に市政参加の機会を創出すること。

これらは制度を整えるだけでなく、参加したくなる理由、これと参加しやすい仕組みをセットで構築することが重要と考えます。

以上を踏まえ、本市としてパブリックコメント制度の改善にどのように取り組むのか、当局の所見をお伺いいたします。

続きまして、大項目2、本市でも稼ぐ挑戦を、中項目1、山形県西川町のNFT活用に学ぶ稼ぐ自治体の在り方について。

山形県西川町は、393.19平方キロメートルに4,364人が住み、高齢化が進む山間の小さな町です。町内には月山と湯殿山、朝日岳を有し、観光のメインターゲットは登山客や夏スキー客で、鳥海山を有する本市と共通点の多い町でもあります。その小さな西川町が今全国から注目を集めています。理由は、令和5年4月に自治体として初めてチケットNFTを発行し、稼ぐ自治体へと大きくかじを切ったことです。

NFT（Non-Fungible Token）は、ブロックチェーン技術を用いて、唯一無二のデジタル所有証明を発行できる仕組みです。西川町はこれを活用し、都会の若年層や富裕層に向けて、デジタル住民票NFTを販売しました。その後も、町長の講演チケットや公園の命名権など多様なNFTを次々と企画し、年間約300万円の売上げを見込んでいます。

NFTの効果は売上げだけにはとどまりません。購入者へ週1回の情報発信を行うことで、町のイベントに実際に足を運ぶ人が増え、「私、デジタル住民なんです」と声をかけられることもあるといいます。

さらに注目すべきは、職員の意識変化です。NFT事業を通じて、誰のための何の事業か、その予算をどこから生み出すのか、これらを真剣に考えるようになり、どの部署も町を存続させ、住民を幸せにするという目的意識を強く持つようになったとのことです。

公平性を重んじる自治体職員が稼ぐという発想へ転換するのは容易ではありません。しかし、西川町では、今や稼ぐことも町のためになる取組であると前向きに捉えるようになっていきます。このように、稼ぐことへの挑戦は、財源確保だけではなく、職員の意識改革や外部との新たな関係構築にもつながっています。

西川町のNFTはその一例にすぎませんが、本市においても人口減少・財源縮小が進む中で、稼ぐ自治体への転換を真剣に検討すべき時期に来ていると考えます。

そこで伺います。

本市として、稼ぐことに取り組む姿勢、そして、新たな収入源の創出に向けた今後の方針について、当局の所見をお伺いいたします。

続きまして、大項目2、中項目（2）岩手県山田町の先行事例に学ぶ閉校備品の利活用について。

岩手県山田町は、面積263.45平方キロメートルに約1万3,000人が暮らす三陸沿岸の漁業を基幹産業とする小さな自治体です。

この山田町に対し、あるフリマアプリ運営会社から、閉校となった学校の備品をオンライン上で売却処分するという新たな提案があったと伺いました。当時、全国の自治体では前例がほとんどなく、地方自治法や会計処理の観点からも慎重な検討が求められる取組でしたが、山田町では、手探りながらも制度設計を進め、令和3年度には町章を掲載して、自治体公式の出品であることを明確にするなど、透明性を確保した形で運用を開始したそうです。その結果、翌年度には累計100万円に達する売却実績を上げ、閉校施設の備品活用という新しいモデルケースとして注目されています。

本市においても、今年度末に3つの小学校が閉校を迎えます。それぞれの学校には、長年地域に親しまれてきた備品や、関係者にとっては思い入れのある品々、さらには教育現場ならではのユニークで希少性の高い物品も多く残されていると推察します。

これらを単に廃棄するのではなく、必要とする方に届け、学校の歴史を次の世代につなぐ手段としても、フリマアプリを活用した売却は有効な選択肢になり得るのではないのでしょうか。

また、売却益を地域や教育のために再投資することができれば、閉校という出来事を前向きな価値に転換することにもつながります。

本市においても、山田町の事例を参考にしながら、フリマアプリを活用した閉校備品の売却について検討されてはいかがでしょうか、当局の所見をお伺いいたします。

続きまして、大項目3、住宅向けPPA導入で家計支援と脱炭素及び災害耐性向上を。

本市では多くの風力発電施設が林立し、新旧の水力発電所も稼働して多くの電力を供給しておりますが、市民が支払う電気代は上がり続け、市民生活に大きな影響を与えています。特に高齢者の多い本市では、光熱費の負担が家計を直撃しており、生活不安の声が増えております。特に厳冬期には、灯油代とともに電気代を心配する声が多く聞かれます。

一方で、東京都の江戸川区では、自治体が主体となって地域エネルギー会社をつくり、住宅の屋根に太陽光パネルを初期費用ゼロで設置する、いわゆるPPAモデルを導入しました。PPA（Power Purchase Agreement）、電力販売契約は事業者が需要家の施設（屋根など）に太陽光発電設備を無償設置し、発電した電力を需要家が買い取る仕組みで、住民の電気代を下げながらCO<sub>2</sub>削減と地域経済の循環を同時に進めることができ、特に電気代は、一般家庭で年間5万円の削減が期待されております。

また、蓄電池設置も計画に含まれており、災害による停電を乗り越える新たな電源として期待できます。PPA導入は電気を買うまちから電気で稼ぐまちへ、そして災害に強いまちへと転換するチャンスだと考えます。

本市の家庭や事業所が支払っている電気代金は、年間で相当な額に上ると考えられます。しかし、その多くが県外の企業に流れ、地域にはお金がほとんど残っていません。その流出を抑え、地域内で循環させるための施策が必要と考えます。

そこで伺います。

1点目は、住宅向けPPAの導入についてです。

太陽光発電の普及が進まない理由の一つに、初期費用の高さがあります。しかしPPA方式であれば、住民は初期費用ゼロで太陽光を導入でき、電気代の削減にもつながります。

江戸川区では、自治体が地域エネルギー会社を通じてPPAを展開し、住民の参加を促しています。

本市として、住宅向けPPA導入の可能性をどのように評価しているのか、市民の光熱費負担を軽減する施策として、PPAを選択肢に加える考えはあるのか、また、既存の補助制度と組み合わせることで、より多くの市民が再エネを利用できる仕組みを検討できないか。

次に、2点目は、地域エネルギー会社の設立についてです。

秋田県内では、洋上風力を中心に再エネ関連産業が急速に広がっています。しかし、発電によって生まれる利益の多くは県外企業に帰属しており、地域に十分還元されておられません。

江戸川区のように、自治体と地元企業、金融機関が共同で地域エネルギー会社をつくることで、再エネの価値を地域に取り込むことが可能になります。

そこで伺います。

本市として、地域エネルギー会社の設立を検討したことがあるのか、また、地元金融機関や企業と連携し、地域エネルギー会社を核としたエネルギー政策を構築する考えはあるのか、そして公共施設へのP P A導入を先行し、事業性を確保しながら住宅へ向けるモデルは検討できないものか。

以上、2点についてお答えください。

エネルギー政策は、市民の生活を守る福祉政策であると同時に、地域経済を強くする産業政策でもあります。本市が主体的にエネルギー事業に関わることで、住民の負担軽減、脱炭素、地域経済循環、そして、災害対策を同時に実現できると考えます。当局の所見をお伺いいたします。

大項目4、地域間格差を生まない部活動地域展開のために交通支援を。

本市では、昨年3月に由利本荘市部活動地域移行推進計画（V e r . 1）を策定しました。その基本目標には、「少子化が進む中、子どもたちの多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境を整備するため、令和10年までに学校や地域の実情に応じた新たな地域クラブ活動の実現を進めます」と明記され、さらに、目指す姿として、誰もが主体的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりが掲げられております。

その後、9月には、由利本荘市地域クラブ活動に係るガイドラインが策定され、10月には、由利本荘市地域クラブ募集要項に基づき、中学生の受入れが可能な地域のスポーツ団体が募集されました。その結果、サッカー3団体、女子ソフトボール1団体が選定され、現在、クラブ員の募集が行われております。

参加生徒の保護者が負担する必要経費は、サッカーが月額4,000円、女子ソフトボールが月額2,000円程度と示されております。

しかし、保護者の皆様に部活動地域展開について伺ったところ、多くの方が送迎を最大の課題として上げております。本市は広大であるため、地域展開が進めば進むほど送迎距離は長くなります。距離的・時間的制約から送迎が困難な家庭の生徒は、地域クラブへの参加自体が難しくなります。これでは地域間格差がさらに拡大しかねません。

そこで質問です。

使用制限があることは承知しておりますが、市所有バスやスクールバスの活用など、保護者の送迎に依存しない仕組みを構築し、持続可能な部活動地域展開を目指すべきと考えますがいかがでしょうか。

本市の中学生が居住地や家庭の事情によってやりたいことを諦める、こんなことがないように、そして、地域クラブ活動の盛んな由利本荘市に生まれてよかった、こう思える環境を実現するために、共に部活動地域展開を前に進めていきたいと考えます。当局の所見をお伺いいたします。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。御答弁方、よろしくお願ひいたします。

【5番（大友孝徳議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、大友孝徳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市民参加を促進するためのパブリックコメント制度改善についてにお答

えいたします。

本市では、多くの市民の皆様が市政に参画いただくことを目指し、様々な広聴活動を実施しており、大友議員からの御質問のパブリックコメントをはじめ、幅広く意見を伺う市長への提案やゆりほんトーク、市民アンケートなどにより、日常的に市民の皆様の声をお聞きし、また、窓口での市民の皆様との直接のやり取りを通して、相談・要望などを把握してまいりました。

特に、パブリックコメントにつきましては、市政運営に重要な政策形成や計画策定などにおいて、市民の皆様が御意見を反映できるよう実施しているものであります。

パブリックコメント制度につきましては、国において、平成17年6月に行政手続法改正により、特定の政策や計画について、事前に広く意見や情報を募集する制度として位置づけられたものであり、市としても、国の制度に準じて市民の皆様が市の意思決定過程に参画できる貴重な機会と捉え、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、パブリックコメントを実施してまいりました。

令和7年度の実施状況であります。意見募集を終了したパブリックコメントについては、現時点で合計10件となっております。

なお、そのうち意見が寄せられなかったものは8件となっておりますが、パブリックコメントの実施によって、計画内容などへの市民の関心がさらに高まるとともに、市政への理解が深まるという効果も期待できることから、意見がゼロであったとしても、パブリックコメント自体が意味をなさないとは受け止めておりません。

まずは、パブリックコメントが効果的に実施されるためには、実施することが市民にしっかりと伝わるとともに、その内容を確認できる状況に置き、さらに容易に意見提出できる環境を整えることが重要であります。

本市では、直接の閲覧に加え、広報紙の二次元コードとの連携により容易に閲覧ができることに加え、電子申請により意見提出ができるなど、デジタルを最大限活用しながら、市民の皆様が容易に意見を提出できるよう環境づくりに努めてまいりました。

一方で、市のパブリックコメント制度につきましては、実施期間や意見提出の方法などについて、必ずしも統一されていない面もあることから、今後は統一的対応ができるよう、実施要綱の制定を検討してまいります。

加えて、パブリックコメントの閲覧資料は膨大なものとなることから、市民の皆様が容易に内容を理解できるよう、より分かりやすい概要版を閲覧に供するなど、意見を提出しやすくなるよう、さらなる環境づくりにも取り組んでまいります。

市のみでの取組ではもとより十分ではなく、市民の皆様が御理解と御協力なしには何事もなし得ないことを認識した上で、市民の皆様が市政に参画しやすい仕組みづくりを進めるとともに、市が展開する様々な施策に対して気軽に意見をいただける環境を整え、市民の皆様との協働・連携の下、市政のさらなる進展に努めてまいります。

次に、2、本市でも稼ぐ挑戦をの(1)山形県西川町のNFT活用に学ぶ稼ぐ自治体の在り方についてにお答えいたします。

NFTとは、偽造が極めて困難なデジタル技術により付与される認証であり、デジタルアートや音楽などのコンテンツでNFTが付与されたデジタル作品が、唯一無二、いわゆる一点物として貴重性や話題性から高額で取引されるなど、普及が進んでいるもの

であります。

御質問にある山形県西川町は、令和5年4月に全国の自治体で初となるデジタル住民票にNFTを付して発行するなど、デジタル技術を取り入れた外貨獲得の手法や、関係人口創出のための事業に、国の交付金であるデジタル田園都市国家構想交付金などを積極的に活用し、先進的な取組を行っている自治体であります。

なお、NFTを付したデジタル住民票は、住民基本台帳における住民票をデジタル上で管理するというものではなく、その自治体の住民以外の方も取得が可能となっておりますが、西川町では、デジタル住民票を有料で限定販売し、購入者にはデジタル住民として、町内の温泉やコワーキングスペースが無料で利用できるほか、オンラインコミュニティへの参加など、様々な特典を享受できるものとしております。

デジタル住民票の発行によって、数百万円の売上げがあるほか、メディア等で取り上げられることによる認知度の向上や、町主催のイベントへの参加のため、購入者が実際に町内へ足を運び、地域住民との交流が生まれることなどにより、観光消費の拡大や移住検討のきっかけになるなど、関係人口の創出という面での波及効果を生み出しております。

本市でも、自主財源の確保の観点から稼ぐ取組を進めておりますが、その手段としてNFTを活用することについては、観光資源や地域特産品などとの組み合わせ方のほか、費用面や管理運営上の課題などについて、全庁的に検証が必要であると考えております。

言うまでもなく、関係人口の増加を図ることは、人口減少が進む地方における課題であり、本市においても率先して取り組むべきとの思いでありますので、令和8年度からスタートする国のふるさと住民登録制度の活用も視野に、他の自治体の事例も注視しながら、稼ぐ力の強化と推進を図ってまいります。

次に、(2)岩手県山田町の先行事例に学ぶ閉校備品の利活用については、教育長からお答えいたします。

次に、3、住宅向けPPA導入で家計支援と脱炭素及び災害耐性向上をについてお答えいたします。

我が国では、世界各地で深刻化する気候変動問題へ対応するため、令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づき、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする目標を掲げております。

同計画においては、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動、いわゆるデコ活の取組として、住宅の省エネルギー化や照明のLED化、公共交通機関の利用促進のほか、自家消費型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入などが具体的な事例として挙げられておりますが、中でも、今後の太陽光発電のさらなる導入拡大に当たっては、建築物の屋根や壁面の有効活用にも取り組んでいくことが重要であるとしております。

市といたしましても、屋根等への太陽光発電設備の設置につきましては、潜在的なポテンシャルは大きく、電気料金が高騰している昨今において、脱炭素と家計負担の軽減を同時に実現できる可能性もある中、特に初期費用ゼロで設置できるPPAモデルについては、市民にとっても導入しやすい仕組みとして、県内でも既に複数の民間事業者が

サービスを提供しているものと認識しております。加えて、一般住宅に限られるものではなく、公共施設においても新たな財政負担を伴わずに再エネを導入できる有効な手法の一つであると捉えております。

また、P P Aモデルの場合、一般的には現在の電気料金より安価となることが多く、市民へのメリットが明確であることから、市として直接的な支援は考えておりませんが、市民の皆様が再エネを利用できるよう、P P A等の手法に関する情報提供など、再エネ電力の導入拡大に努めるとともに、公共施設への導入につきましても、先行事例等の情報を収集し、可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域エネルギー会社の設立について、御提案の江戸川区の事例は、東京都の補助制度を前提としたスキームであり、試算のモデルケースでは、既存住宅に5キロワットの太陽光発電と8.8キロワットの蓄電池を併せて設置した場合は、東京都の補助は1戸当たり192万円と極めて手厚いものとなっており、そうした支援等のない本市が、単独で同様の事業展開を行うことは難しいものと考えております。

また、本市においても、過去に本市沖の洋上風力発電事業に関連して地域新電力会社の設立可能性について検討を行ったことがあります。ウクライナ侵攻や円安などによる急激な燃料費高騰などの要因により、採算性の確保が困難であるとの結論に至った経緯があり、その後、同様の検討は行っておりません。

こうしたことから、現時点において本市が参画する新電力会社の設立や、同社を通じたP P Aモデルの導入を検討する考えはございませんが、市といたしましては、再エネを活用した地域経済循環という視点も持ちながら、引き続き、脱炭素とともに災害対策や住民の負担軽減につながる取組を推進してまいります。

次に、4、地域間格差を生まない部活動地域展開のために交通支援をについてお答えいたします。

中学校における部活動の地域展開につきましては、国の方針を踏まえながら、生徒にとって望ましい活動環境を将来にわたり持続可能な形で確保することなどを目的に、全国的に進められているところであります。

市におきましても、少子化による生徒数の減少により、これまでどおりの種目数を学校単位で維持することが困難になりつつある状況の中で、学区を越えた活動が可能となることによって、子供たちが希望するスポーツ・文化芸術活動を継続できる環境を提供していけるものと考えております。

本市では、今年度、サッカーとソフトボールの2競技で4つの地域クラブが立ち上がったところであり、クラブ員の募集が始まるなど準備が進められ、来年度から活動がスタートする運びとなっております。

これまで、由利本荘市地域クラブ活動に係るガイドラインの策定や認定制度の制定など、地域クラブの立ち上げに向けた取組を進めてまいりましたが、今後はそれと併せて、活動する地域クラブへの支援を行っていきたいと考えております。

御質問の部活動の地域展開に当たっての交通支援についてであります。現在、学区を越えた活動を行っているスポーツ少年団や民間クラブチームでは、各家庭または団体が個別に送迎の対応をしているケースが多く、地域クラブにあっても同様に、それぞれ活動拠点や時間が異なることから、市所有バスやスクールバスがそれぞれの本来の利用

に加えて送迎支援を行うことは、運行管理や公平性の観点からも実現は難しいものと考えております。

市といたしましては、生徒の安全確保と保護者負担へ配慮しつつ、今後の各地域における活動状況や課題の把握に努めるとともに、関係者の意見を伺いながら、一人でも多くの子供たちが活動へ参加しやすい環境づくりに努め、部活動の地域展開が円滑に進むよう取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、大友孝徳議員の教育委員会関係の御質問、2、本市でも稼ぐ挑戦をの（2）岩手県山田町の先行事例に学ぶ閉校備品の利活用についてにお答えいたします。

本市では、令和7年度をもって尾崎小学校、子吉小学校及び小友小学校の3校が閉校となりますが、各学校の備品につきましては、これまで閉校となった学校の備品と同様に、物品を大切にするという観点から、統合校をはじめとする公共施設等での有効活用を進めてまいります。

具体的には、新たに設置される鶴舞小学校においては校舎となる尾崎小学校の備品を、また、新設校である本荘東小学校においては、子吉小学校、小友小学校及び鶴舞小学校の備品の活用を最優先とし、次に、市内の他の小中学校への提供、さらには公共施設への提供を行うなど、段階的な活用を進めてまいります。

また、公共施設の活用用途が見つからない備品につきましても、地域にとって思い出深い財産でもあることから、これまでと同様に、広報を通じて市民向けに競売を実施するなど、可能な限り市の収益となるよう努めてまいります。

教育委員会といたしましては、ウェブサイトを利用することにより、市外にお住まいのゆかりのある方々にも情報提供が可能となるなどの利点もあることも認識しておりますが、まずはこれまでの手順を基本としながら、費用対効果も含め、他市の事例も参考に、広く募る競売方法についても検討してまいります。

私からは、以上であります。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん、再質問ありませんか。

○5番（大友孝徳） 丁寧かつ前向きな御答弁、誠にありがとうございました。何点か再質問させていただきます。

大項目1、市民参加を促進するためのパブリックコメント制度改善について、現状、日常的に市民の皆様から情報・御意見等をお聞きして把握していらっしゃるということだけではなく、今後、要綱の制定や資料の概要版も出すなど、もっと改善してくださるということでしたので、非常に喜ばしく思っております。

一つ質問ですけれども、たしかこの由利本荘市総合計画、これの案を作成中にワークショップをやられたと記憶しております。その際も、実際の応募は市民2名からしか応募がなくて、ワークショップを開催するのに非常に苦労されたと伺っております。ですので、私のほうで提案させてもらったような3の無作為抽出型の市民会議や若者向けワークショップ、これをもうちょっと頻繁に定期的で開催して、市民が手を挙げやす

い、声を伝えやすい、意見を言いやすい、そのような環境をつくることが重要だと考えますが、そのようなお考えはないでしょうか、お願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に企画振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員の御提案の無作為抽出型の市民会議ということでございますけれども、私ども、通常、一般の市民の方に会議に参加していただくという場合には、何か目的があって、こういう政策を進めるので皆さん市民の方の御意見を伺うので会議を開きますということで、目的がはっきりした場に参加いただきますので、何もそのテーマが決まる前に市民会議を立ち上げるということは、通常、順番としては逆になってしまうということになってしまいます。市にはいろいろな会議が、それぞれ専門の会議があって、そこで市民の皆様に参加いただきたいときには、例えば公募の委員ですとか、そういった方を募って参加していただいておりますので、今のところ無作為抽出で市民会議を設置するという考えは持っておりません。

以上です。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御答弁ありがとうございます。現状そのような状態であるということは十分理解しておりますし、当然ながら、テーマを決めずに会議体をスタートさせることはないと思います。が、今、私のほうで提案させてもらっているのは、市民の方々、それもある程度、商工会の会長さんや、何かの協会の会長さんなど、そのような方たちではなく、一般の市民の方々の参加を募れるような会議体、それを今から新たに検討する、そのようなお考えはないかという意味での質問ですので、もう一度お願いします。

○議長（佐藤健司） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、何の目的の会議かというのが分からなければ、会議のメンバーの構成も決めようがございませぬので、今のところそういった会議を設立するという考えはございませぬ。

以上です。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。

パブリックコメント制度、これに関しても要綱を作成して統一性を持たせながら、より市民の方々が意見を出しやすいような体制を整えられるということですので、私が提案しているワークショップ、市民会議、これも何らかの形で御検討が進むよう要望いたします。

続きまして、大項目2、本市でも稼ぐ挑戦を、中項目（1）山形県西川町のNFT活用に学ぶ稼ぐ自治体の在り方について、これは非常に前向きな御答弁をいただきまして、とても感謝しております。

特に令和8年のふるさと住民制度、これを機に何らかの形で稼ぐ体制へと、もしくは

関係人口の創出へとかじを切りたいという御答弁でしたので、非常に歓迎しております。が、現状、今、この議会で来年度の予算をこれから検討しますが、この関係人口の創出に関して、市としてこれが一番目玉であり、今後これをもっと広げていきたいというような政策がございますでしょうか、あったら御紹介をお願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に企画振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

関係人口の拡大という観点だと承りましたけれども、今、私どもで考えているのが、答弁にも少し触れましたけれども、今、国ではふるさと住民登録制度という制度を構築しようとして動いております。この中で登録の制度が2つほど、ベーシックとプレミアムとあるんですけれども、ベーシックというのは、これまでふるさと納税をされてきた方々を主に対象にしている制度となっております、これまでもふるさと納税、由利本荘市では力を入れてきております。これが国の新しいふるさと住民登録制度に乗れば、今までふるさと納税をやってきた方、それからもっとこれからも由利本荘市にふるさと納税をしていただく方をどんどん増やして、これを関係人口の拡大の一助にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ぜひ関係人口の一つに御尽力されますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、大項目2、中項目（2）岩手県山田町の先行事例に学ぶ閉校備品の利活用について、教育長から、現状、3校の備品に関しては統合校、もしくはほかの学校、そして公共施設へということを利用していくと、利用されないものは広報で市民へということでしたが、例えば校章や、学校の章です。学校に貼ってある校章や、体育館に掲げている校歌の額など、ああいうものは思いを持った方々にはかなりの値段で購入していただける可能性があるのかなと思います。そのような、ある意味再活用できないものに関して、もっと市民の方々に協力いただける一つとして、オークションになるのか落札になるのかその辺はあれですけど、何らかの形で市民の思いが市政に役立つような、教育に役立つようなそのような取組はお考えでないでしょうか、お願いします。

○議長（佐藤健司） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 大友孝徳議員の再質問にお答えします。

まず最初に、答弁でも答えましたとおり、できるだけ私たちはリユース、利活用の方向で物事を進めてまいりたいと考えています。いろいろなものを税金を使って買ったものですから、できるだけ地域の方々に還元していく、それを最優先には考えています。

先ほどお話のあったものや、例えば芸術品などいろいろあるんです。そういうものに関しては、本当に丁寧に見て行って、最後にどうするかについては考えていくべきこととは考えていますけれども、そこまでは時間がかかるというか、ある程度いろいろな人の意見を聞きながらでないといけないので、そこは検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御答弁ありがとうございます。ぜひ前向きに検討されますようお願い申し上げます。

続きまして、大項目3、住宅向けP P A導入で家計支援と脱炭素及び災害耐性向上を、これに対する御答弁では、P P Aの地域エネルギー会社の設立等は難しいと、そうだろうなと思います。が、ただし、このP P Aのビジネスモデルに関しては、市民の方々にも情報提供したいという御答弁でしたが、具体的にはどのような形で情報を提供されるのか、そこまでは考えていらっしゃるのか御答弁をお願いします。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） P P Aモデルのそういった制度があるという周知について、どのように具体的に考えておられるかという御質問でしたが、今、具体的に考えているものはありませんが、いずれ複数社で市内でできるとおっしゃっている事業者があるということは、うちでも承知しております。

その民間の事業者が経営している、言わば営利事業ですので、そういったものを直接的に企業名を例えば出して、そういったところを紹介するというのは難しいのかなと考えておりますが、制度としては、自前で屋根に太陽光発電を置くといった以外の手法もあるんだよということについては、例えばホームページ等を通じて紹介することは可能なのかなと考えているところでございます。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。ぜひホームページ等での掲載、よろしくお願い申し上げます。

質問にもありましたが、まず、市として公共施設、例えばここの市役所の屋上など、そういうところも含めてP P A導入、これを検討されるおつもりはないかどうか、お答えください。

○議長（佐藤健司） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

市長答弁でもお答えしていたつもりですが、過去に行政施設のほうでP P Aの導入について、民間事業者からの御意見などを頂戴して検討した経緯はございます。その際には、例えば太陽光パネルでやるとした場合に、例えば屋上など、それから屋上でなくても広い敷地が必要だということがありまして、そういったところで、例えばこの本庁舎屋上については老朽化も進んでいる建物でありますので、そういったところから耐荷重的なもので問題があるということと、それから、屋上以外の例えば隣の敷地にも広大な面積が必要であるとか、例えば、離れたところでも別に構わないんですが、そういったところについては、自前の送電線など電気を送るための託送料等がかかって採算が取れないという判断もありました。そのため、民間事業者からも、現段階においては事業化は難しいという御意見を頂戴いたしまして、現時点では難しいと考えたところでございます。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。再エネに関して、特に太陽光のPPAモデルだけでなく太陽光自体、技術がどんどん刷新されて、以前よりも採算性のよいような機器もあるように伺いますので、ぜひチャンスがありましたら御検討いただけますようお願いいたします。

続きまして、大項目4、地域間格差を生まない部活動地域展開のために交通支援を。御答弁では、現存のスポ少や民間クラブは各家庭で送迎しているし、公平性で難しいということでしたが、逆に、スポ少や民間クラブもひっくるめた形で、もう由利本荘市の小学生・中学生は、自分のやりたいクラブ活動に市の交通支援も受けながら今まで以上に活発に参加できる、そういう市を目指すというのは、市の活気をよみがえらせるというか、醸成させる上で非常に効果的と思われませんが、そのようなお考えはないでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については観光文化スポーツ部長より答弁させますが、先ほど私が答弁したとおりであります。思いとして可及的にやるというんでしょうか、可及的にやるという思いは、そうであったほうがいいという思いを持っています。

ただ、そこにスクールバス等々であると、それぞれの活動拠点や時間が異なるということから、市所有バスやスクールバスがそれぞれの本来の利用に加えて、送迎支援を行うということは物理的にこれは厳しいと、普通に夕方の時間などスクールバスとして動いている時間帯と重なるので難しいということも含めて、運行管理も含めて実現は難しいということ、これもいろいろと、何とかできないかと協議はしましたが、物理的にそれはやっぱり無理だと。ましてやバスを使っていない時間の運転手さん、今ですら確保が大変な中どうやったらいいか、そういったことも含めて、物理的に今それをやるのはかなり厳しいということをお答えさせていただきます。

詳細については観光文化スポーツ部長から答弁させます。

○議長（佐藤健司） 今野観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（今野和司） ただいまの再質問についてお答えいたします。

まずは市長が答弁したとおりでございます。

さらに、再質問に対して市長が答弁したとおりでありますけれども、まずは由利本荘市、秋田県の中で一番広い自治体ということで、広いからこそ、そうした議員の心配されるような質問もあるだろうということは十分理解いたします。けれども、やはりバスをじゃあどのように走らせるかということをお物理的に考えますと、現状では非常に厳しいだろうという答えにならざるを得ないということでもあります。

これが、例えば県内で、市で一度、送迎の支援をしている自治体というところもありましたけれども、現在は行ってないと。それも、やはり学校の多さや、いわゆる送迎の範囲などといったところで、あるいは例えば小さい自治体であれば、学校も少ない自治体であればもしかすると可能性はあるのかもしれませんが、やはりこの広大な由利本荘市の実情を考えますと、非常に厳しいだろうということで御理解をいただければと思います。

○議長（佐藤健司） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御答弁ありがとうございます。本当は広大な由利本荘市であるから

こそできることがたくさんあって、子供たちがこのまちで住むこと、住み続けることを選んでもらえるような市政に転換していかなければいけないと思います。

昨日の私どもの松本議員の冒頭の挨拶にもございましたが、前へ進まない、改革しないことは後退になりますので、ぜひ皆様と共にどんどん市政を改善していけるような提案を今後ともさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤健司） 以上で、5番大友孝徳さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

14番栗野希穂さんの発言を許します。14番栗野希穂さん。

【14番（栗野希穂議員）登壇】

○14番（栗野希穂） 皆さん、こんにちは。会派立憲民主党の栗野希穂です。議長のお許しをいただきましたので、これから私の一般質問を始めさせていただきます。

さて、あさって3月8日は国際女性デーです。イタリアではこの日、感謝を込めて女性にミモザの花を贈る習慣があるそうです。私は、女性が、そして全ての保護者が一人の人間として自分自身を取り戻し、笑顔で我が子に向き合える、そんな「親の心に3つの余白を」というテーマで、一つ、経済の余白、二つ、時間の余白、三つ、環境の余白をつくるまちづくりを提案したいと考えております。

誰もが自分らしく輝ける温かいとりでの由利本荘市を目指して、由利本荘市の未来を担う子供たち、そして、日々懸命に育児に向き合う保護者の声を代弁し、本市の少子化対策及び子育て支援の在り方についてお伺いします。

大項目1、「この街で、もう一人」と願える子育て支援を。

現在実施中の第三期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画の基本理念には、「子育てが楽しいまち 由利本荘市！！～手を取りあい みんなでつなごう 笑顔の輪～」という大変心強い言葉が掲げられています。

しかし、この美しい理念の裏側で本市が直面している現実には、まさに沈み行くまちと言わざるを得ない異常なまでの少子化の加速です。本市の人口動態を見れば、その深刻さは一目瞭然です。平成27年には447人であった出生数が、令和6年には268人となり、僅か10年足らずで約4割も減少しました。

出生数から死亡数を差し引いた自然増減のマイナス幅は年間1,000人を超え、少子高齢化はもはや緩やかな変化ではなく、まちの存立基盤を揺るがす急激な崩壊の域に達しています。

本市が掲げる理念を単なるスローガンで終わらせないために、本市が実施した子どもの生活応援計画に向けたアンケート結果に隠された本市で子どもを育てる保護者の苦境と求められる具体的な支援について、3つの視点から問いたいと思います。

大項目1、中項目（1）2人目を前向きに考えられる第1子からの子育て支援につい

てお伺いします。

本市の子どもの生活応援計画に向けたアンケート結果を見ると、世帯年収501万円以上が最多である一方、年収400万円未満の世帯も約3割強存在するという実態があります。一見、安定しているように見える数字の裏には、地方特有の重い家計負担が隠されています。

先月のハローワーク本荘の求人を見れば、フルタイムの一般事務や製造業の多くが月給17万円から19万円台のスタートです。今月末から秋田県の最低賃金が1,031円に引き上げられるとはいえ、社会保険料の負担増、本市の生活に不可欠な自家用車の維持費、高騰するガソリン代や冬場の暖房費、そして食費、これら削ることのできない固定費が若い世代の家計を激しく圧迫しています。

日々の生活を回すだけで精いっぱい、将来への貯蓄に手が回らない、こうした家計の余力のなさこそが、本市の少子化の根源にあるのではないかと考えますが、市長はこの生活実感としての貧困、あるいは将来不安をどのように認識されていますでしょうか。

本市では、これまで第2子・第3子以降への子育て支援金など、多子世帯に重点を置いた支援を行ってきました。しかし、第三期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画内のアンケートでは、回答者の6割以上の保護者が子育てに出費がかさむと回答し、3割以上の世帯が貯蓄ができていないと悲鳴を上げている現状において、第1子の時点で経済的な負担が大きな家庭が、どうしてもう一人という決断を下せるでしょうか。

第2子以降が生まれてから報いる後追いの支援だけでは、少子化の波は止まりません。第1子を子育て中に、この町は家族を本気で支えてくれるという確信を持てる、言わば心の余裕への先行投資こそが、今の由利本荘市には必要ではないでしょうか。

現在、民間企業による大規模な採用という追い風により、本市には県外からも若い力が集まっています。彼らが一時的な労働力としてではなく、定住し、家族を築く決断をするためには、国の施策の枠内にとどまらない本市独自の力強いメッセージが必要ではないでしょうか。

そこでお伺いします。

具体的な支援策として、児童手当の支給額が減額される3歳から小学校就学前までの期間に対し、市独自の上乘せ給付を行うべきではないでしょうか。

子供が3歳を過ぎれば、食べる量も増え、衣類もサイズが大きくなればその分高くもなり、出費はむしろ増加します。就学にお金がかかり過ぎるという不安を抱える多くの世帯に対し、児童手当の支給月ごとに5,000円（月額換算2,500円）を市が上乘せすることで、入学準備や将来への備えを具体化させることも可能です。

国が減額するタイミングを市が支える、このシンプルかつ強力な支援を本市の定住促進・少子化対策の目玉として検討する考えはないか、市長の見解をお伺いします。

大項目1、中項目(2) こども誰でも通園制度の準備体制と方針についてお伺いします。

かつての本市、あるいは秋田県の風景を思い返してみてください。小学生の頃、友人との会話の中で、秋田県は兄弟や姉妹がいる子供の数が全国でもトップクラスだと聞いたことを今でも鮮明に覚えています。実際に、厚生労働省の統計などを見れば、昭和の

中頃から1970年代にかけて、本県は合計特殊出生率で全国上位の常連であり、特に第3子以降の割合が高い子たくさん県でもありました。

20年前、学校のクラスを見渡せば、一人っ子はむしろ珍しく、兄弟が2人、3人いる家庭が当たり前がありました。しかし、今、子供たちの周りからは、かつて当たり前だった兄弟や姉妹の姿が静かに消えつつあります。これは、単に価値観が変わったからではありません。

私自身、本当は3人の子供を授かりたいと思っております。しかし、核家族で共働きという今の環境を前にすると、現実的には大人2人に対して子供2人が限界だと立ち止まってしまいます。この第2子の壁、あるいは第3子の壁は、私一人の悩みではなく、今の由利本荘市を生きる多くの親たちが直面しているリアルな絶望ではないでしょうか。

計画策定に向けて実施した第三期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査でも、その深刻さが浮き彫りになっています。本市において親戚等の協力が得にくい世帯は、回答者の約半数に当たる49.3%に達しています。さらに、子育ての不安や負担を感じる理由として、実に45.8%が子育てによる身体の疲れが大きいと回答し、さらに43.3%もの保護者が自分の自由な時間が持てないと回答しています。これは、母親、あるいは父親が24時間、一時も休まることなく親であることを強いられ、孤立している状態を指しているのではないのでしょうか。

先日、現役保育士の方々と意見を交わした際も、保育の利用しやすさの向上こそが少子化脱却の鍵ではないかと共有しました。

そこで、まず注目したいのが、令和8年度より導入予定のこども誰でも通園制度です。本制度の目的が、子供の良質な生育環境の整備にあることは承知しております。子供が家庭とは異なる環境で家族以外の人と関わり、多様な経験を通じて成長していく子供のための通園制度です。

しかし、同時に忘れてはならないのは、子供がこの豊かな生育環境に守られているという安心感こそが、親の心に何よりも必要な余白を生むという事実です。その間に美容院へ行く、趣味の時間を持つ、あるいは普段ゆっくりとできない買物や家事を済ませる、これらは決して単なる私用やわがままではないと私は思います。親が一人の人間として自分自身を取り戻し、再び笑顔で我が子に向き合うための切実な生存戦略なのです。現に、国の手引においても、本制度の意義として、保護者の孤立感や不安感の解消につながる事が明確に記されております。

2人目を望む親が、1人目の育児の中で、やはりもう無理だとその願いを諦めてしまう、そんな悲しい決断に歯止めをかけられるのは、行政が提供するいつでも頼れるという確かな安心感にほかなりません。

1人目の育児中に、社会に支えられているという実感ができて初めて、私たちは復職後の苛酷な両立や、その先のもう一人という一歩を前向きに想像できるのではないのでしょうか。

本市として、この制度を単に制度上の枠組みとして提供するのではなく、本市の親子に寄り添った実効性のあるサポートとして、主体的に運用していくことが重要であると考えます。何より、子供が家庭とは異なる環境で多様な経験を積み、健やかに育つ機会

を保障するとともに、その裏側で限界を迎えている保護者を24時間の育児労働から一時的に解放し、社会とのつながりを再構築するための孤立対策としても力強く位置づけるべきと考えます。

国のリーフレットを配布するだけでは制度の真の価値は伝わりません。利用希望者が、自分だけ預けているのではないかという罪悪感を抱くことなく、誰もが日常の選択肢として気軽にこの制度を手にとれる環境が必要です。そのためには、利用を前向きに促す市独自の強力なアナウンス、そして、いつでも安心して委ねられると実感ができる体制の整備が不可欠ですが、当局の具体的な所見をお伺いします。

次に、利用施設の選定と割り振りについてです。

利用希望者に対し、市が機械的に空きのある施設に割り振る仕組みとなるのか、現時点での運用想定をお伺いします。

次に、大項目1、中項目(3)親子で気軽に立ち寄れる遊び場の整備についてお伺いします。

第三期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査で、回答者の80.8%の保護者が本市に望む支援として要望しているのが、「子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」です。この要望は、前回の調査でも1位でした。私の元にも多くの声が寄せられています。多くの保護者がこうして数年間にわたり、これほどまでに切実な願いを抱え続けてきたことに対し、現状、本市として十分な解決策を提示し切れていないのではないのでしょうか。

本市には豊かな自然があり、野外施設は豊富です。しかし、曇天や雨天が多く、冬が長いこの地域において、親たちが真に求めているのは、体全体を使って伸び伸びと遊べ、子供心をくすぐるような遊具がある屋内施設です。

近隣に目を向ければ、にかほ市のエスパーク★にかほには、世界的に有名な遊具がそろい、酒田市の交流ひろばには魅力的な児童センターがあります。

本市の市民がガソリン代と時間、そして仕事で疲れた体にむちを打つ気合をかけて市外へ流出している現状を、市長はどう思われますでしょうか。これは、魅力的な遊び場の不足が、結果として周辺自治体への流出を招いてしまっているという何よりの裏づけではないのでしょうか。

財政が厳しいことは承知しています。だからこそ、新たな箱物を建てる必要はありません。買物や用事の合間に立ち寄れる一等地にあるこどもプラザあおぞらを魅力的な目的地にアップデートすればよいのです。現在のような広い空間に自宅にも置けるような遊具を置くのではなく、本格的な大型室内遊具を導入することで、そこは市外へ行かなくても用事のついでに親子で気軽に立ち寄れる場所へと生まれ変わります。

経験豊富なスタッフもおり、安全が確保され、かつ、また行きたいと思えるコンテンツがある、これこそが子育て世代が切望する課題を解決し、本市の未来に最も大きな実りをもたらす一手ではないのでしょうか。

回答者の多くが数年にわたって待ち望んでいるこの願いを一つずつ形にしていくための第一歩として、ぜひ具体的な整備計画を策定し、早期の事業化に向けた前向きなビジョンをお聞かせいただけないでしょうか。財政的な制約があるからこそ、既存施設を生かした温かい工夫で子供たちの笑顔を守っていく、そんな本市独自の決意を伺わせて

ください。

最後に、大項目2、熊スプレーの適正な管理と廃棄に関する周知・回収体制の整備についてお伺いします。

昨年、本市においても熊の目撃情報が相次ぎ、人身被害も発生しました。これを受け、市民の皆様の防犯意識が高まり、また、市としても、消防隊員や学校関係者へ熊スプレーを配備するなど、迅速な対応がなされたことは高く評価するものです。

しかし、備えが普及する一方で、その出口である廃棄方法について、大きな課題が浮き彫りになっています。現在、市内の山林において、使用期限切れや使用済みの熊スプレー缶の不法投棄が散見されるとの報告があります。

熊スプレーに含まれるカプサイシンなどの刺激成分は極めて強力であり、不用意に放置されたり、不適切な方法で処理されたりすれば、発見した市民や子供たち、あるいはごみ収集作業員に深刻な健康被害を及ぼすおそれがあります。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1つ目、市民への周知と啓発について。

現在、本市のごみ分別指針において、熊スプレー缶は明確に定義されておられません。山菜採りや山登りシーズンを控え、所持する市民が増えると予想される中で、市として広報ゆりほんじょうや公式ホームページ等を通じ、不法投棄の禁止と正しい廃棄処理方法を早急に周知すべきと考えますがいかがでしょうか。

2つ目、拠点を設けた回収体制の構築についてお伺いします。

熊スプレー缶は一般のスプレー缶と異なり、残量がある場合の噴射処理には広大な空き地や風向きへの配慮など、一般家庭では困難な環境を要します。処理が困難だから山へ捨てるという悪循環を断つため、例えば、消防署や各支所などの公的施設に、中身が入ったままの状態でも受け付ける一時回収窓口を設置できないでしょうか。

最後に、市として、消防や学校へ市が配備したスプレー缶については、配備から廃棄まで適切に管理させるとともに、市内の販売店とも協力し、購入者に対して、廃棄の際に不安な場合は市へ相談するといった啓発を促す仕組みづくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上で、私からの壇上での一般質問を終わります。御答弁よろしくお願ひします。

【14番(栗野希穂議員) 質問席へ】

○議長(佐藤健司) 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長(湊貴信) それでは、栗野希穂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、「この街で、もう一人」と願える子育て支援をの(1)2人目を前向きに考えられる第1子からの子育て支援についてにお答えいたします。

昨年の第三期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって実施したアンケートでは、物価高による家計の圧迫や雇用をはじめとした将来不安などを酌み取ることができることから、こうした不安要素が第2子以降の出生に影響を及ぼしている可能性がうかがわれるものと受け止めております。

市では、妊娠と出産時にそれぞれ5万円を給付する妊婦支援給付金と併せ、あきた出産・子育て応援給付金の2万円を第1子から支給するとともに、市独自の支援策とし

て、子育て支援金を第2子の出生に10万円、第3子以降には20万円を支給しているほか、高校生年代までの医療費を助成するなど、子育て世帯が抱える経済的な負担の軽減を図っております。

また、こうした経済的支援に加え、妊娠期から子供の成長段階に応じて、安心して子供を産み育てられる切れ目のない相談支援体制を構築し、精神的なサポートも強化しております。

御提案のありました3歳から就学前までの児童手当への市独自の上乗せ給付につきましては、新たな財源確保の課題に加え、事務手続上に大きな課題があると考えております。

具体的には、全国一律の子育て支援制度である児童手当については、一般の方々へは市が支給しておりますが、公務員である場合には、所属庁から支給されることとなっております。市では、市職員以外の公務員に関する情報を持ち合わせていない状況にあります。そうした方々も当然に対象としなければならない中、対象者の把握のために一人一人から必要な個人情報入手するとともに、受給資格の確認などを継続して実施していくためには、大きな事務負担を伴うものであります。

こうした点を背景に、県内市町村においても児童手当への独自の上乗せは実施していないものと受け止めているところではありますが、市としてもナショナルミニマムとして実施している国の制度への上乗せという視点ではなく、これまでどおり本市の実情に即した市独自の子育て支援策の充実強化を図っていくという基本的スタンスに立って、臨んでまいりたいと考えております。

今後とも、国や県の制度動向も踏まえながら、子供を産み育てることに希望を持てるまちづくりに向けた効果的な取組について検討を進めてまいります。

次に、(2) こども誰でも通園制度の準備体制と方針についてにお答えいたします。

こども誰でも通園制度は、令和8年度より全国の自治体で実施される新たな給付制度であり、本市においても、関係条例の制定や実施施設の選定等、事業開始に向けた準備を進めているところでもあります。

対象は、保育所等に通園していない生後6か月から満3歳未満の児童で、月10時間までの利用が可能とされ、国が整備したこども誰でも通園制度総合支援システムを活用し、利用者が直接希望する施設へ予約の上、利用していただくこととなります。

また、実施施設は市内の保育所、認定こども園24園のうち、現時点では、認可申請のあった8園で、4月1日より実施される予定であり、今後も認可を受ける施設が増える見込みであります。

こども誰でも通園制度は、子供の社会性の育成や保護者のリフレッシュ、育児不安の軽減などにつながることで期待される子育て支援の新たな事業であり、市の広報、SNSに加え、子育て支援アプリ「母子モ」等を活用して幅広く周知を行うとともに、本制度が子育て家庭にとって利用しやすいものとなるよう、体制の整備を進めてまいります。

次に、(3) 親子で気軽に立ち寄れる遊び場の整備についてにお答えいたします。

子育て世代の皆様が、市外の遊び場を利用されている現状や子育て支援環境の整備への期待、特に冬期間に安心して遊べる場として、より充実した屋内施設を望む声がある

ことは認識しております。

栗野議員御提案のこどもプラザあおぞらへの大型室内遊具の導入については、最も面積の広いホールへの設置が想起されますが、仮に設置した場合、現状、多くの子供たちがホールで楽しんでいるボール遊びや卓球などのスペースの確保が難しくなることが懸念されます。

こどもプラザあおぞらは、現在も多くの利用があることから、今後も、乳幼児や小学生等、利用する全ての子供たちの安全性の確保に配慮するとともに、必要な改修を加えつつ、気軽に立ち寄れる遊び場として、現在の機能を維持してまいりたいと考えております。

また、市内には、こどもプラザあおぞらのほか、木のぬくもりを感じながら遊ぶことのできる鳥海山木のおもちゃ館や、天候に左右されず体を動かせるナイスアリーナなど、多様な遊び場や体育施設が整備され、子供たちが楽しめるイベントなども開催されております。

これらの施設についても、引き続き適切な管理を行い、子供たちが安心して遊ぶことのできる環境を確保するとともに、ホームページ、SNS、子育て支援アプリ「母子モ」等のツールを活用して、気軽に利用できる場所であることを周知してまいります。

次に、2、熊スプレーの適正な管理と廃棄に関する周知・回収体制の整備についてにお答えいたします。

近年の熊の出没状況を受け、身を守る手段として、熊対策用品を求める方が市内でも増えているものと認識しております。

御質問の熊スプレーにつきましては、他のスプレー缶やカセットボンベなどと同様に、取扱いや廃棄方法を誤ると、使用者はもとより、ごみ収集や処理作業員の安全に影響を及ぼすおそれがあり、適切な管理と廃棄の徹底が必要であります。

本市のごみ分別リーフレットには、熊スプレーの処理方法を個別に明示しておりませんが、他のスプレー缶等と同様に、誤って目に入れたり、吸い込んだりしないよう注意しながら、風通しのよい屋外で中身を出し切り、穴を開けて、燃えないごみとして排出することを基本としております。

今後は、来年度に改訂を予定しているリーフレットや市ホームページにより、熊スプレーなど、廃棄に注意を要する製品の安全な廃棄方法について分かりやすくお知らせするとともに、不法投棄の対策にも努めてまいります。

なお、一時回収窓口の設置につきましては、熊スプレーの使用や問合せの状況などから、市民の皆様からの利用見込みや具体的なニーズが必ずしも高いとは認識しておらず、現時点では設置は考えておりませんが、相談や持ち込みがあった場合には、適切に対応してまいります。

次に、市が配備した熊スプレーにつきましては、消防団活動や小中学校への配備などがあり、これまで実際に使用され廃棄に至った事例は確認されておりましたが、熊スプレーに限らず、適切な管理と廃棄に当たっては、製品に定められた取扱方法にのっとった対応が重要であり、配備された各機関においてもその徹底が図られているところであります。

また、市内販売店との連携につきましては、熊スプレーのみを特別に取り上げて協力

を依頼することは考えておりませんが、他の様々な廃棄物と同様に、廃棄に不安がある場合には市へ相談していただくよう広く周知に努めるなど、個々の状況に応じて適切に対応してまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん、再質問ありませんか。

○14番（栗野希穂） 丁寧で聞き取りやすい御答弁、ありがとうございました。

大項目1の中項目（1）2人目を前向きに考えられる第1子からの子育て支援について再質問をお願いします。

児童手当が国からで、市で働く公務員の方は市からということだと思しますので、必要な方の抽出が難しいという点については、私も要旨説明で聞いていたのでそうなんだろうなと思います。

でも、私が言うように、3歳から6歳までの子供の人数は住民基本台帳に載っていて、令和7年12月現在の3歳から6歳までの子供の数は、たしか1,407人であって、2か月に1回の給付で年6回、3万円だとすると、必要な予算は4,221万円くらいだったと思うんですが、これ、来年度の市の予算が511億円だと思っています。その中での僅か0.08%という4,221万円を確保することはできないのか、もう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

これは予算の全体の話ということになるかも分かりませんが、今回提案している予算の中には、栗野議員がお話しされている予算措置はしておりません。できるできないという話よりも、できるできないということとはちょっとニュアンスが違います。どう表現したらいいんでしょうね。予算措置は基本的に今回はしていないということとなります。

それから、先ほどお話があった事務手続の関係ですが、市職員については市として把握していますが、それ以外については把握をしていないということで、詳細、もしあれでしたら健康福祉部長から答弁させます。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

公務員の受給対象者の把握というところでございますが、市で把握していない、いわゆる国家公務員であるとか県職の方については全く市では把握してございませんので、今回、ちょっと話が変わりますけれども、子育て応援手当ということで、国で2万円支給する事業がございました。こちら市で支給するという形になっておりますけれども、国家公務員だったり県職の方は把握しておりませんので、申請主義という形でホームページ等、それから広報等で周知いたしまして、申請をいただいて初めて給付するとそういった流れをつくっております。

また、仮に2か月に1回というお話でございましたけれども、これを継続するとなると、移動を把握しないといけないということになりますので、転出したりとか転入したりとか、お子さんの数が変わった、年齢が上がったり小学校に上がったりなど、そういった移動についてももしっかり対応していかなければいけませんので、ちょっと事務的

に難しいのかなと考えております。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん。

○14番（栗野希穂） ありがとうございます。事務的に難しいと、やはり壁が高いなどすごく感じますが、来年度の予算を拝見しますと、アスパラガス産地化による産業振興に約4,351万円が計上されております。4,221万円とすごく似ているなという感覚ですが、私としては、東北一の産地化を目指すのであれば、その情熱と同じように、東北一子育てしやすいまちというのを目指していただきたいなと思うんです。

○議長（佐藤健司） 栗野さん、ちょっと通告外と判断しますので、別の質問をお願いいたします。

○14番（栗野希穂） 分かりました。

では、先ほどの大項目1の中項目（1）について、もう一度再質問させてください。

抽出が難しいという話で先ほども質問させていただいたんですが、ならば、商品券の導入や、キャッシュレスのポイントなどというのもやはり難しいのでしょうか。私の感覚としては、子供の把握が難しいというのがいまいちちょっと分からなくて、ここに住んでいる子供を把握できていないというのを、もう少しちょっと詳しく教えていただきたいのですが。なぜ把握できないのかお答えできますか。

○議長（佐藤健司） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

今回の御質問の趣旨が、児童手当への上乗せということでございましたので、先ほど来お答えしているような状況でございます。したがって、公務員については把握が大変であるということで答弁をさせてもらっているところでございます。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん。

○14番（栗野希穂） ありがとうございます。

大項目1、中項目（2）のこども誰でも通園制度の準備体制と方針についてお伺いします。

丁寧な御答弁ありがとうございます。利用者が直接希望する保育園に予約するという事で、8園で実施予定というのは、私も以前聞いたときは分からなかった情報だったので、私からも利用を促すような発信をしていきたいと思っております。

子供の預けやすさというのも、きちんと市で支援すべきだと私は思っておりますので、皆様と共に私も取り組んでいきたいと思っております。

最後に、大項目1、中項目（3）の親子で気軽に立ち寄れる遊び場の整備についてお伺いします。

由利本荘市には既に屋内施設があるということで、新しくはつくられないといいますが、ボール遊びや卓球遊びをする子供たちがいる中で、場所を狭めてしまうのはかわいそうなのかなと私も思います。しかし、この8割の保護者が切望している問題を解決したいというお気持ちはないのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。これも通告外ですか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） その気持ちはあります。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん。

○14番（栗野希穂） ありがとうございます。気持ちはあるとのこと、一般質問をするに当たって、すいませんが深掘りさせていただきました。

実際に、岐阜県の郡上市では、子育て世代から雨の日でも子供たちが元気に遊べる場所をという切実な願いを受け、ガバメントクラウドファンディングを活用して遊び場の整備に乗り出しています。場所は閉校となった小学校の体育館を利活用し、郡上市の豊富な森林資源を生かした屋内遊び場にするようです。森林面積75%を誇り、まさに閉校の利活用が課題となっている本市にとって、これほど合致する先進事例は私はないのかなと思います。

市長は昨日、松本学議員からの再質問に対して、市民の声を丁寧を受け止め施策に反映していくとおっしゃいました。ならば、市民の8割が切望しているこの遊び場の整備について、ごめんなさい、これも通告外と言われるかもしれないんですが、クラウドファンディング等の手法も視野に入れて、何とか母親と子供たちのためにつくっていただけないかなと思うんですが、そういったのは視野に入っていますでしょうか。

○議長（佐藤健司） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの栗野議員の参考事例等々も受けまして、そうしたことが由利本荘市として可能かどうかも含めて、いろいろと検討してまいりたい。先ほど言ったように思いはありますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤健司） 14番栗野希穂さん。

○14番（栗野希穂） ありがとうございます。鳥海山木のおもちゃ館というすばらしい施設もありますが、あそこの施設は子供たちが走り回ることができないので、ぜひこういう天候もありますし、子供たちのために市長も調査・研究を行ってほしいなと思います。

大項目2、熊スプレーの適正な管理と廃棄に関する周知・回収体制の整備について、丁寧な御答弁ありがとうございます。来年度に改訂予定のリーフレットや市のホームページで分かりやすく広報していくとのことでしたが、広報よりほんじょうも使っていて、SNSでもぜひ周知してほしいなと思います。今の由利本荘市の周知の仕方というのは、やはり自分で検索してホームページを見なければ分からないことが本当に多くて、SNSだと、フォローしていればその情報が勝手に目に入ってくるということがあるので、もう少しSNSのほうを活用していただいて、市民に広く周知していただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤健司） 以上で、14番栗野希穂さんの一般質問を終了いたします。

---

○議長（佐藤健司） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第9号から議案第22号まで、議案第25号から議案第49号まで、議案第51号から議案第78号までの計67件を一括議題として、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（佐藤健司） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第79号から議案第88号までの10件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） 追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告として、三森副市長及び秋山教育長の辞職についてを報告させていただきます。

このたび、三森隆副市長と秋山正毅教育長から、本年3月31日をもって職を辞したいとの意向表明がありました。

お二人とも任期途中での退任ということになります。が、新年度から新たな体制で臨むべきとのお考えの下、年度末という区切りでの辞職を決断したものと受け止めております。

三森副市長は、私が市長に就任して以来、約5年間、私の右腕として誠心誠意、職務に当たり、市勢発展に大変御尽力をいただきました。また、市職員として要職を歴任され、その経験と知識を生かし、庁内全体に目を配りながら丁寧に業務を遂行していただき、心から感謝を申し上げます。

秋山教育長は、令和2年4月の就任以来、6年の長きにわたり本市の教育行政の発展に務められました。特に、少子化が著しい各地域の学校再編を進められ、近年では、私の本市の子供たちにICTと英語の力をつけてもらいたいとの思いを受け、その推進にも御尽力いただき、誠にありがとうございました。

お二人には健康に十分御留意され、これからも市勢発展のため、御指導、御鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、副市長及び教育長の後任につきましては、今後、速やかに人選を進め、できるだけ早期に議会の同意をいただきたく提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、追加提出議案について概要を御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、条例関係1件、契約締結案件3件、その他の案件3件に加え、補正予算3件の計10件であります。

初めに、条例関係についてであります。

議案第79号行政手続条例の一部を改正する条例案であります。これは、行政手続法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、契約締結案件であります。

議案第80号6災354号普通河川西目川左右岸河川災害復旧工事請負契約の締結についてであります。これは令和6年7月の豪雨により被災した普通河川西目川の災害復旧工事について、株式会社三浦組と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第81号6災378号その他市道上黒森沢線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。これは令和6年7月の豪雨により被災したその他市道上黒森沢線の災害復旧工事について、山勇建設工業株式会社と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第82号市道薬師堂25号線他道路改良工事請負変更契約の締結についてであります。これは施工内容の変更により工事請負額が増額となることから、村岡建設工業株式会社と変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、その他の案件であります。

議案第83号及び第84号公の施設の指定管理者の指定についての2件であります。これらは、矢島老人福祉センター「寿康苑」及びゆりの里交流センターについて、指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者を決定するに当たり、条例の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第85号倒木事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。これは令和7年11月10日に、市役所前の歩道の松の木が強風により倒れ、市役所駐車場に駐車していた車両を破損させた事故について、和解及び損害賠償の額を定めるに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第86号令和7年度スキー場運営特別会計への繰入れについてであります。これは、一般会計からスキー場運営特別会計への繰入限度額を3,000万円以内から4,000万円以内にしようとするものであり、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第87号令和7年度一般会計補正予算（第23号）につきましては、主な経費といたしまして、衛生費でごみ処理施設整備事業費等を、土木費で冬季交通等確保事業費を、また、教育費で学校施設事業費を追加いたします。

この財源といたしましては、国・県支出金及び寄附金などのほか、一般財源分を地方交付税で調整し、補正額として1億9,808万円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は627億2,763万2,000円となります。

また、繰越明許費につきましては、戸籍附票システム等改修事業等を追加するほか、物価高対応子育て応援手当給付事業を変更し、地方債につきましては、学校空調整備事業を追加いたします。

次に、議案第88号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額として100万円を減額しようとするものであり、補正後の予算総額は6,784万1,000円となります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（佐藤健司） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。この際、本日追加提出されました議案第79号から議案第88号までの10件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

---

午後 1時55分 再 開

○議長（佐藤健司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第79号から議案第88号までの10件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（佐藤健司） 日程第4、提出議案及び請願・陳情の委員会付託を行います。

議案・請願・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（佐藤健司） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明7日から17日までは委員会開催等のため休会、18日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、議案及び請願・陳情についての討論、採決を行います。

また、討論の通告は、17日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時56分 散 会